

法務省民商第15号
平成29年2月10日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

「登記の申請書に押印すべき者が外国人であり、その者の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて」の一部改正について（通達）

平成28年6月28日付け法務省民商第100号当職通達「登記の申請書に押印すべき者が外国人であり、その者の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第2の1中「第61条第2項及び第3項」を「第61条第4項及び第5項」に、第2の2中「第61条第4項本文」を「第61条第6項本文」に、第2の3中「第61条第6項本文」を「第61条第8項本文」に改める。

第3中「真に」を削り、「市町村長の作成した証明書」を「市町村長の作成した印鑑証明書の添付」に改め、後段として次のように加える。

なお、署名が本人のものであることの証明書を日本における領事若しくは日本における権限がある官憲が発行していないため当該証明書を取得することができない場合又は日本に当該外国人の本国官憲がない場合には、日本以外の国における本国官憲において当該証明書を取得することが可能であっても、やむを得ない事情があるものとして取り扱ってよい。